

上越市ガス水道局入札及び契約手続並びに指名停止等措置に係る苦情処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、上越市ガス水道局（以下「局」という。）が発注した建設工事、委託及び物品の製造又は購入（以下「工事等」という。）の入札及び契約手続に係る苦情並びに局が実施した工事等の指名停止等措置に係る苦情の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札及び契約手続並びに指名停止等措置)

第2条 この要領による処理の対象となる入札及び契約手続並びに指名停止等措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 局が発注した工事等の入札及び契約手続

(2) 次に掲げる要領に基づく指名停止、警告又は注意の喚起の措置

ア 上越市ガス水道局建設工事請負業者指名停止措置要領（平成7年4月1日実施）

イ 上越市ガス水道局物品調達等業者指名停止措置要領（平成24年4月3日実施）

(苦情の申立てをすることができる人及び法人並びに申立てをすることができる苦情)

第3条 苦情の申立てをすることができる人及び法人並びに申立てをすることができる苦情は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 入札及び契約手続に係る苦情 次のとおりとする。

区 分	苦情の申立てをすることができる人及び法人	申立てをすることができる苦情
一般競争入札	入札の参加の申込みをした人及び法人のうち、入札に参加する資格がないと認めた理由（以下「欠格理由」という。）の通知を受理した人及び法人で当該欠格理由に対して不服がある人及び法人	欠格理由に関する苦情
指名競争入札	次に掲げる人及び法人であって、当該入札に指名されなかったことに対して不服があるもの ア 当該入札と同一の工事種類に区分されて上越市ガス水道局建設工事入札参加資格審査規程（昭和47年管理規程第8号）第4条に規定する建設工事入札参加資格者名簿に登載されている人及び法人（ガス水道本支管工事にあつては、上越市ガス水道局ガス水道本支管工事競争入札参加資格審査並びに指名業者選定要綱（昭和47年10月1日実施）別表2の工事区分に対応する等級に格付された人及び法人に限る。（以下「建設工事入札参加資格者名簿に登載されている人及び法人」という。）また、上越市建設工事入札参加資格審査規程別表に規定する工事の級の区分がある工事にあつては、当該工事の級に対応する等級に格付された人及び法人（上越市建設工事入札参加資格審査及び指名業者選定要領（平成1	指名されなかった理由に関する苦情

	<p>5年4月1日実施)別表第4備考1の規定により当該工事の級へ乗り入れた人及び法人を含む。)に限る。))</p> <p>イ 上越市ガス水道局建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程(平成24年管理規程第 号)による建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登載されている人及び法人(以下「建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登載されている人及び法人」という。)</p> <p>ウ 上越市ガス水道局物品入札参加資格審査規程(平成24年管理規程第 号)による物品入札参加資格者名簿に登載されている人及び法人(以下「物品入札参加資格者名簿に登載されている人及び法人」という。)</p>	
随意契約	<p>次に掲げる人及び法人であって、当該契約の相手方として選定されなかったことに対して不服のあるもの</p> <p>ア 当該契約の同一の工事種類に区分されて建設工事入札参加資格者名簿に登載されている人及び法人</p> <p>イ 建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登載されている人及び法人</p> <p>ウ 物品入札参加資格者名簿に登載されている人及び法人</p>	選定されなかった理由に関する苦情

(2) 指名停止等措置に係る苦情 次のとおりとする。

- ア 苦情の申立てをすることができる人及び法人 指名停止措置等を受けた人及び法人
- イ 申立てをすることができる苦情 指名停止措置等を受けた理由に関する苦情
(苦情の申立て)

第4条 苦情の申立てをしようとする人及び法人は、次に掲げる苦情の区分に応じ当該各号に定める日から起算して60日以内に、苦情申立書(第1号様式)を管理者に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号の表に規定する欠格理由に関する苦情 欠格理由の通知を受理した日の翌日
- (2) 前条第1号の表に規定する指名されなかった理由に関する苦情 指名した人及び法人の公表が行われた日の翌日
- (3) 前条第1号の表に規定する選定されなかった理由に関する苦情 随意契約の相手方が決定した日の翌日
- (4) 前条第2号イに規定する指名停止措置等を受けた理由に関する苦情 当該指名停止措置等が行われた日の翌日
(苦情の申立てへの回答)

第5条 管理者は、前条の申立書の提出があったときは、同条各号に規定する期間の最終日の翌日から起算して7日以内に、回答書(第2号様式)により回答するものとする。ただ

し、合理的かつ相当の理由があるときは、その期限を延長することができる。

2 管理者は、前項ただし書の規定により期限を延長するときは、当該苦情の申立てをした人及び法人（以下「申立者」という。）にその理由を通知するものとする。

（苦情の申立ての却下）

第6条 管理者は、申立てのあった苦情が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の申立書を受理した日の翌日から起算して7日以内に、却下通知書（第3号様式）により当該申立てを却下することができる。

(1) 第4条に規定する期間を経過してから申立てがあった苦情

(2) その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められる苦情

（再苦情の申立て）

第7条 第5条第1項の回答書を受理した申立者で当該回答書の内容に不服がある人及び法人は、当該回答書を受理した日の翌日から起算して7日以内に、再苦情申立書（第4号様式）により管理者に再苦情の申立てをすることができる。

2 管理者は、前項の申立書の提出があったときは、速やかに上越市入札監視委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

（再苦情の申立てへの回答）

第8条 管理者は、前条第1項の申立書の提出があったときは、委員会の審議の結果を踏まえた上で、委員会から審議の結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内に、審議結果通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（再苦情の申立ての却下）

第9条 管理者は、申立てのあった再苦情が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の申立書を受理した日の翌日から起算して7日以内に、却下通知書（第3号様式）により当該申立てを却下することができる。

(1) 第7条第1項に規定する期間を経過してから申立てがあった再苦情

(2) 苦情の申立てを行っていない人及び法人から申立てがあった再苦情

(3) 苦情の申立てを却下された人及び法人から申立てがあった再苦情

(4) 上越市入札監視委員会設置要綱（平成15年7月1日実施。以下「要綱」という。）第9条第4項後段の規定による報告に係る再苦情

(5) その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められる再苦情

2 管理者は、前項の規定により申立てを却下したときは、これを直近の定例会議（要綱第2条第1号及び第4号に規定する所掌事項に係る会議をいう。）に報告しなければならない。

(期限の特例)

第10条 この要領に規定する期限については、上越市の休日を定める条例（平成元年上越市条例第29号）第3条の規定を準用する。

(入札及び契約手続の執行)

第11条 苦情及び再苦情の申立ては、入札及び契約手続の執行を妨げない。

附 則

この要領は、平成15年9月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年4月3日から実施する。

第1号様式（第4条関係）

苦情申立書

年 月 日

（宛先）上越市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

次のとおり苦情を申し立てます。

1 申立ての対象となる工事名

2 不服のある事項及びその根拠

第2号様式（第5条関係）

回答書

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申立てがあった苦情について、次のとおり回答します。

1 申立ての対象とされた工事名

2 不服のあった事項及びその根拠

3 回答内容

（再苦情の申立てについて）

この回答書の内容に不服があるときは、回答書を受け取った日の翌日から起算して7日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）以内に、再苦情申立書により再苦情の申立てをすることができます。

第3号様式（第6条、第9条関係）

却下通知書

第 号

年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申立てがあった（再）苦情について、次のとおり却下したので通知します。

1 申立ての対象とされた工事名

2 不服のあった事項及びその根拠

3 却下理由

第4号様式（第7条関係）

再苦情申立書

年 月 日

（宛先）上越市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号の回答書の内容について、次のとおり再苦情を申し立てます。

1 申立ての対象となる工事名

2 不服のある事項及びその根拠

第5号様式（第8条関係）

審議結果通知書

第 号

年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申立てがあった再苦情の審議の結果について、次のとおり通知します。

1 申立ての対象とされた工事名

2 不服のあった事項及びその根拠

3 審議の結果

承認

（申立てがあった事項に対し講ずる措置）

却下

（理由）